

18歳前から20歳頃（障害児から障害者への移行期間）に手続きが必要な障害福祉サービス等一覧

障害児福祉サービス等をご利用されている人の更新手続きや高等学校卒業後にサービスを新規利用するための手続きを一覧にしています。手続きの参考にご活用ください。手続きの時期は目安ですので、ご本人の状況によって前後します。ご不明な点はお問合せください。

《18歳になる時期》

申請分類	サービス等の種類	手続きの時期	備考
更新	放課後等デイサービス	誕生日月末日まで	誕生日月の前月に案内を送付します。 18歳の誕生日月に更新すると、年度末まで利用継続できます。
新規	介護給付費 （短期入所や居宅介護）	誕生日月の3か月前頃	手続きの時期は目安です。利用予定の場合は余裕をもってお問合せください。 障害支援区分の認定（※1）が必要です。（18歳未満から当該サービスの支給決定を受けていて、誕生日以降も継続して利用する場合）
変更または更新	有料道路料金割引 （ETC割引登録をしている場合）	誕生日の前日まで	18歳の誕生日以降もETCレーンを利用する場合は、本人名義のETCカードの登録が必要です。ETCカードが無い場合は、ETC登録なしで有料道路割引制度のご利用を継続できます。

《高等学校を卒業する時期》

申請分類	サービス等の種類	手続きの時期	備考
新規	介護給付費 （生活介護／施設入所／短期入所／居宅介護）等	卒業年度の12月頃	手続きの時期は目安です。利用予定の場合は余裕をもってお問合せください。 学校卒業後にサービス利用予定の人は、事前に障害支援区分の認定（※1）が必要です。
新規	訓練等給付費 （就労継続支援A型・B型／就労移行支援）等	卒業年度の3月末まで	卒業式を終えた後、3月中から通所を予定している場合は、早めに申請し相談支援事業所と面談をしてください。
新規	福祉施設通所費助成	通所系サービスの支給決定後	生活介護／自立訓練／就労移行支援／就労継続支援 を利用していて、施設の送迎サービスを受けずに通所する人は助成対象となります。 初めての通所系サービスの支給決定通知に案内を同封します。
新規	重度障害(児)者医療費助成 （身体障害者手帳1・2級及び3級の内部障害／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳1級）所持者	卒業年度の3月末まで	3月上旬に対象者に手続き案内を送付します。高校生相当年齢までは子ども医療費の対象です。世帯の所得により制限がかかる場合があります。

《20歳になる時期》

申請分類	サービス等の種類	手続きの時期	備考
新規	特別障害者手当	20歳の誕生日月の2か月前から	障害児福祉手当を受けていた人には、20歳到達の2か月前までに案内を送付します。 手当の支給対象となるかは医師の診断書により審査されます。
新規	障害基礎年金（20歳以上）	地域福祉課では手続きしていません。	申請窓口は、保険年金課になります。申請方法や制度の詳しい内容は日本年金機構ホームページでご確認いただくか、浜松西年金事務所へお問い合わせください。

（※1）障害支援区分の認定：裏面を参照してください。

お問合せ先：湖西市役所地域福祉課

☎ 053-576-4532